年金　2025年5月15日

2025（令和7）年度の年金額は、前年度より引き続き＋1.9%の増額改定

～マクロ経済スライドは3年連続の発動～

物件変動率が名目手取り賃金変動率を上回った場合は、現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、「名目手取り賃金変動率」を用いて改定します。

このため、2025（令和7）年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（+2.3%）を用いて改定され、また、本年度もマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われました。

従って、2025（令和7）年度の年金額改定率は**+1.9%**となり3年連続の引き上げられました。

なお、年金額は、通常、4月分が支払われる6月から引き上げられます。

2025（令和7）年度の年金額の例

	2024（令和6）年度（月額）	2025（令和7）年度（月額）
国民年金（満額の老齢基礎年金1人分）	68,000円	69,308円（＋1,308円）
厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	228,372円	232,784円（＋4,412円）

・厚生年金は、夫が平均標準報酬額45.5万円で40年間就業に受け取り始める年金の給付水準です。

2025（令和7）年度の年金価格一覧

○国民年金

		2025（令和7）年度価格	月額
老齢基礎年金	新規裁定者	831,700　円	69,308　円
	既裁定者1	831,700　円	69,308　円
	既裁定者2	829,300　円	69,108　円
1級 障害基礎年金	新規裁定者	1,039,625　円	86,635　円
	既裁定者1	1,039,625　円	86,635　円
	既裁定者2	1,036,625　円	86,385　円
2級 障害基礎年金	新規裁定者	831,700　円	69,308　円
	既裁定者1	831,700　円	69,308　円
	既裁定者2	829,300　円	69,108　円
第1子・第2子の加算額		239,300　円	19,941　円
第3子以降の加算額		79,800　円	6,650　円

※2025年度における各裁定者の生年月日

新規裁定者　‥1958年4月2日以降生まれの方

既裁定者1　‥1956年4月2日～1958年4月1日生まれの方

既裁定者2　‥1956年4月1日以前生まれの方

© 一般財団法人 年金住宅福祉協会 All rights reserved.

○配偶者に支給される遺族基礎年金

		基本額	加算額	合計額	月額
子が1人のとき	新規裁定者・既裁定者1	831,700 円	239,300 円	1,071,000 円	89,250 円
	既裁定者2	829,300 円	239,300 円	1,068,600 円	89,050 円
子が2人のとき	新規裁定者・既裁定者1	831,700 円	478,600 円	1,310,300 円	109,191 円
	既裁定者2	829,300 円	478,600 円	1,307,900 円	108,991 円
子が3人のとき	新規裁定者・既裁定者1	831,700 円	558,400 円	1,390,100 円	115,841 円
	既裁定者2	829,300 円	558,400 円	1,387,700 円	115,641 円

○子に支給される遺族基礎年金

	基本額	加算額	合計額	1人の額	月額
子が1人のとき	831,700 円	0 円	831,700 円	831,700 円	69,308 円
子が2人のとき	831,700 円	239,300 円	1,071,000 円	535,500 円	44,625 円
子が3人のとき	831,700 円	319,100 円	1,150,800 円	383,600 円	31,966 円

○厚生年金

		2025（令和7）年度価格	月額
3級障害厚生年金の最低保証	新規裁定者・既裁定者1	623,800 円	51,983 円
	既裁定者2	622,000 円	51,833 円
障害手当金の最低保証額	新規裁定者・既裁定者1	1,247,600 円	103,966 円
	既裁定者2	1,244,000 円	103,666 円
加給年金額			
配偶者（65歳未満）		239,300 円	19,941 円
第1子・第2子		各239,300 円	各19,941 円
第3子以上		各79,800 円	各6,650 円
配偶者加給年金額+特別加算			
（昭和 9.4.2～昭和15.4.1）		274,700 円	22,891 円
（昭和15.4.2～昭和16.4.1）		309,900 円	25,825 円
（昭和16.4.2～昭和17.4.1）		345,300 円	28,775 円
（昭和17.4.2～昭和18.4.1）		380,500 円	31,708 円
（昭和18.4.2～生）		415,900 円	34,658 円
遺族年金の中高齢寡婦加算		623,800 円	51,983 円

○物価変動に応じて引上げ（2.7%）となる諸手当

	2024（令和6）年度（月額）	2025（令和7）年度（月額） ＊（ ）内は前年比
児童扶養手当（子1人、全部支給の場合）	45,500円	46,690円（＋1,190円）
特別児童扶養手当	1級：55,350円	1級：56,800円（＋1,450円）
	2級：36,860円	2級：37,830円（+970円）
特別障害者手当	28,840円	29,590円（＋750円）
障害児福祉手当	15,690円	16,100円（＋410円）
老齢年金生活者支援給付金	5,310円（*）	5,450円（*）（＋140円）

(*)基準額。実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出されます。

© 一般財団法人 年金住宅福祉協会 All rights reserved.